2024

オンライン委員会開催の手引き



佐倉市議会 2024年8月19日作成

1 はじめに

この「オンライン委員会開催の手引き」は、「佐倉市議会委員会条例」及び「佐倉市議会オンライン委員会の運営に関する要綱」に基づき、オンライン会議システム(Zoom)を使用してオンラインの方法により委員会に出席する場合に必要な事項を議会改革推進委員会が協議の上まとめ、マニュアル化したものです。

2 事前準備

- (1) インターネット環境
- ・オンラインの方法による出席は、映像と音声が確認できる場合に限り出席できますので、可能な限り、インターネットの接続は有線で行ってください。
- ・タブレット端末による出席は可能ですが、着信や通知が委員会運営の 妨げとなりますので、ご留意のうえご使用ください。
 - ・スマートフォンによる出席は原則不可といたします。

(2) パソコンまたはタブレット端末

・パソコンがある場合は、確実な接続のため、パソコンで接続すること をお奨めしま

す。なお、パソコンは一定の性能のものを使用してください。

- ・一つの端末で出席しながら資料を閲覧することは難しいため、別のパソコン又はタブレットでの閲覧又は、あらかじめプリントアウトして手元に準備することをお奨めします。
- ・タブレットを使用する場合は、あらかじめ十分に充電しておいてください。

(3) Webカメラ及びマイク

- ・パソコンを使用する場合で、内蔵されていない時は準備が必要です。
- ・マイクは、周辺の音を拾わないよう、指向性のあるマイクを推奨いたします。

(4) イヤホン等

・オンラインの方法による出席時は、できる限りイヤホン又はヘッドフォンを使用してください。音声のずれやハウリングを防ぐためです。

3 オンラインの方法による委員会出席の流れ

- ・委員長が、<u>大規模な災害等の発生等</u>又は<u>重大な感染症のまん延</u>により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めた場合は、オンラインの方法にて出席できる旨を委員に通知します。
- ※委員長、副委員長は円滑な議事運営のため、委員会室に参集することと します。
- ・オンラインの方法で出席することを希望する委員は、委員会開催日前日 の正午までに、委員会オンライン出席届を議会事務局へ提出します。
- ※期日までに申請することができなかったやむを得ない事情があり、当該 事情について委員長が認めた場合はこの限りではありません。
- ・届出のあった委員へ、WEB会議システムへのアクセスURLを事務局 よりメール又はLINEWORKSを用いて通知します。
 - ① 前日確認 委員会開催日前日の夕方までに議会事務局との間で通信環境の確認を行います。必要がなければ省略することができます。
 - ② 当日確認 委員会当日開始時刻30分前までに議会事務局との間で 通信環境の確認を行います。こちらは省略することはできません。
- ※前日確認用に通知するWEB会議システムへのアクセスURLは当日のものとは異なるのでご注意ください。

	事務局	委員
	委員長の判断によりオ ンラインによる方法に て参加できることを通 知	
委員会開催日前 日の正午まで		■ 様式にて委員長へ届出
委員会開催日前日の夕方まで	確認用のWEB会議シ ステムのURLをメー ルにて送信	
	-	議会事務局との間で通信環境の確認
委員会当日開始 時刻1時間前ま で	本番用のWEB会議シ ステムのURLをメー■ ルにて送信	
委員会当日開始 時刻30分前ま で	—	議会事務局との間で通信 環境の確認

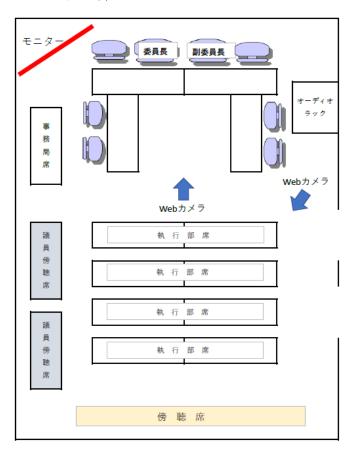
4 オンラインによる委員会の運営

・オンラインによる方法で出席できる者

委員長	副委員長	委員	説明員	一般傍聴者	傍聴議員
			(執行部)		
会議室	会議室	オンライン	会議室	会議室	会議室
		で参加可		(※1)	(%2)

- **※1** 「重大な感染症のまん延」を理由にオンライン会議を開催する場合は、別室にスクリーン等を準備し、会議の映像・音声にて傍聴することを想定する。
- **※2** 「重大な感染症のまん延」を理由にオンライン会議を開催する場合は、会派室等での傍聴を想定する。
- ・委員会室レイアウト案

【図1】第3委員会室レイアウト案



モニターにはオンライン委員を映すものとします。

WEB会議システムについて

- ・オンライン委員会で使用するWEB会議システムは Zoom を予定しています。
- ・WEB会議システムにて、委員席、執行部席の映像を、オンライン委員に提供するものとします。
- ・オンライン委員は、各自の端末において表示方法(並べて表示、特定の映像のみ表示)をWEB会議システムにて選択するものとします。

【図2】オンライン委員に提供する映像例

5 オンライン委員会当日の流れ

通信環境の確認

- ・委員会当日30分前までに、事務局より通知した当日用のWEB会議システムのURLにアクセスしてください。
- 事務局との間で通信環境の確認を行います。

オンライン出席委員の出席確認

- ・委員長は委員会の開始前及び休憩後の再開前に、オンライン出席委員の 映像及び音声が正常なものか確認し、本人確認を行います。※ただし、休憩が短時間の場合は省略することができるものとします。
- ・通信障害等により映像又は音声が切れた場合、途中退席したものとみな しますのでご注意ください。
- ・オンライン出席委員以外の者がいないことを確認するため、WEB会議システムの背景機能を使用することはできません。

オンライン委員会における発言について

- ① オンライン出席委員が発言したい場合は、WEB会議システムの映像 に映るように挙手するものとします。
- ② 委員長が挙手を確認し発言が許可されたら、マイクのミュートを外し、 発言をしてください。
- ※原則として委員長の許可の後にマイクのミュートを外すものとします。 ただし、「挙手」しているのにも関わらず委員長が気づかない場合、また は緊急を要する場合(議事進行の動議など)には、マイクのミュートを 外して「委員長」と呼び掛けるものとします。

採決

- ・オンライン出席委員の音声と映像の両方が確認できない場合には、採決に加わることはできません。
- ・採決は参集している委員とオンライン出席委員で同時に行います。
- ・オンライン出席委員が挙手による採決を行う場合は、賛成の意思が明確 に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手 するものとします。
- ・オンライン委員会では投票による表決及び選挙は行わないものとします。

休憩中の取扱い

・オンライン出席委員は、休憩中にオンライン出席している場所を離れても差し支えありません。ただし、WEB会議システムに接続したままとし、音声はミュート状態にしてください。

閉会後

・「ミーティングから退出」を押下し、WEB会議システムを閉じるものとします。

【参考資料①】

「オンライン委員会」開催に向けた議会改革推進委員会における協議結果

0. 議長諮問概要

新型コロナウイルス等の重大な感染症のまん延や災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認められる場合に、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催するための具体的な手続き等について協議する。

1. オンラインによる方法で出席できる者

令和5年10月2日(月)議会改革推進委員会決定事項

- (1) 正副委員長は委員会室に参集する。
- (2) 委員は一部又は全委員がオンラインで出席することができる。
- (3) 執行部は委員会室にて会議に出席する。
- (4) 傍聴人は委員会室にて会議を傍聴する。

2 オンライン委員会の開会手続について

令和5年11月14日(火)議会改革推進委員会決定事項

「委員長は【副委員長及び議長】の意見を聴くことができる。」とし、オンラインで出席する委員の申請については、【委員会開催日前日の正午】までとする。

3. オンライン委員会の出欠確認等について

令和6年1月15日(月)議会改革推進委員会決定事項

以下のように運用することとする。

- (1) あらかじめ付与された ID、パスワードにより出席することができる。
- (2) 委員長は、オンライン出席委員の映像及び音声が正常なものか確認する。
- (3) 映像と音声が切れた場合、退席したものとみなす、また、映像と音声が確認された場合、復席したものとみなす。

なお、委員外議員、請願紹介議員、議長、公述人、参考人の出席についても同様の運用と する。

4. 正副委員長の互選・表決方法について

令和6年2月13日(火)議会改革推進委員会決定事項 以下のように運用することとする。

- (1)表決(簡易、挙手)は、委員会室にいる委員とオンライン出席委員とを同時に行う。
- (2)表決の際に、オンラインによる方法での通話が確認できない場合、表決に加わることができない。
- (3) オンライン委員会では、投票による表決及び選挙は行わない。

5. 秩序保持・除斥等について

令和6年2月13日(火)議会改革推進委員会決定事項

オンライン委員会における除斥や秩序保持に関する措置としては、「映像と音声を遮断する」 運用とすることとする。

6. 動議等の取扱いについて

令和6年3月22日(金)議会改革推進委員会決定事項 以下のように運用することとする。

- (1) 開会前にあらかじめ委員長に案文を提出することができる。
- (2) 文書による動議をオンライン委員会中に提出するときは、議会事務局に送信しなければならない。
- (3) 口頭及び文書により動議を提出するときは、挙手の上、委員長にその旨を申し出ること。また、オンライン出席委員が資料を配布しようとする時は、委員長の許可を得た上で、委員会の開会日前日までに、議会事務局に資料を提出するものとする。

7. オンライン出席委員の責務について

令和6年3月22日(金)議会改革推進委員会決定事項

- (1) オンラインにより委員会に出席する委員(以下「オンライン出席委員」という。) は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により 委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (2) オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- (3) オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

【参考資料②】委員会オンライン出席届様式

令和 年 月 日

○○常任(特別)委員長 ○○ ○○ 様

○○常任(特別)委員会委員 ○○ ○○

委員会オンライン出席届

月 日の会議には、オンラインの方法により出席をいたしたいので佐倉市議会委員会条例第15条の2第2項に規定によりお届けいたします。

記

1. 理由